

建築物等の用途の制限

町家ゾーン	居住ゾーン	環境保護ゾーン
<p>① 建築基準法別表第二(ほ)項第2号及び第3号に掲げる建築物</p> <p>② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定める「風俗営業」の用途に供する建築物</p>	<p>① 建築基準法別表第二(り)項に掲げる建築物</p> <p>② 建築基準法別表第二(ほ)項第2号及び第3号に掲げる建築物</p> <p>③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定める「風俗営業」の用途に供する建築物</p>	<p>① 建築基準法別表第二(り)項に掲げる建築物</p> <p>② 建築基準法別表第二(ほ)項第2号及び第3号に掲げる建築物</p> <p>③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定める「風俗営業」の用途に供する建築物</p>

(ほ) 項第2号：マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券販売所，場外車券売場その他これらに類するもの

(ほ) 項第3号：カラオケボックスその他これに類するもの

(り) 項：危険性が大きい工場等，危険物の貯蔵又は処理に供する施設 等

キャバレー，料理店その他これらに類するもの

個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの

「風俗営業」：スロットマシン，テレビゲーム機その他の遊戯設備で本来の用途以外の用途として

射幸心をそそるおそれのある遊戯に用いることができるものを備える店舗 等